

補 正 額	7,868 千円
補正後の予算総額	46,335,020 千円

【歳 出】		(単位：千円)					
所 属	補正事項	補正額	補正額の財源内訳				説明
			国 県 支出金	市 債	その他	一般財源	
農 林 部	1. 有害鳥獣駆除対策事業費	7,868				7,868	クマの出没・駆除件数の大幅増加に伴う出役に対する経費等の補正
合 計		7,868				7,868	

○ 議案第118号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

※ 本市人権擁護委員の五十嵐榮作氏（大曲地域）が、令和7年7月31日をもって同委員を退任したことから、その後任候補者の推薦について、秋田地方法務局から依頼がありましたので、阿部純一氏を新たに推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

阿 部 純 一 大仙市大曲西根字杉矢崎23番地7
（新規推薦） 昭和39年6月26日生（満61歳）
任期：令和8年4月1日から令和9年12月31日まで

○ 議案第119号 大仙市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

※ 県人事委員会勧告を受けた県の給与改定に倣い、一般職等の給与を次のとおり改定するものであります。

1 令和7年度の給与改定 【第1条、第3条及び第5条の規定】

- ① 一般職及び会計年度任用職員の各給料表の給料月額を引き上げ（行政職給料表（一）で平均3.07%）ます。（一般職給与条例別表第1及び別表第2、会計年度任用職員給与等条例別表第1から別表第3までの改正規定関係）
- ② 一般職及び会計年度任用職員の12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月分引き上げます。（一般職給与条例第23条及び第26条、会計年度任用職員給与等条例第17条及び第17条の2の改正規定関係）

12月期支給割合 期末手当 1.250月 → 1.275月（+0.025月）

勤勉手当 1.050月 → 1.075月（+0.025月）

区 分	6月期（支給済み）		12月期		計
	期末	勤勉	期末	勤勉	
改定前	1.250	1.050	<u>1.250</u>	<u>1.050</u>	<u>4.60月</u>
（再任用）	(0.70)	(0.50)	<u>(0.70)</u>	<u>(0.50)</u>	<u>(2.40月)</u>
改定後	同上	同上	<u>1.275</u>	<u>1.075</u>	<u>4.65月</u>
（再任用）	(同上)	(同上)	<u>(0.725)</u>	<u>(0.525)</u>	<u>(2.45月)</u>

- ③ 自動車等の使用者に対する通勤手当及び費用弁償の額について、一部の距離区分を除き、200円から7,100円までの幅で引き上げます。（一般職給与条例第11条、会計年度任用職員給与等条例第30条の改正規定関係）
- ④ 宿日直手当の支給限度額を次のとおり引き上げます。（一般職給与条例第21条の改正規定関係）
- ア 通常の宿日直 4,400円 → 4,700円
- イ 医師の宿日直 21,000円 → 22,500円
- ウ 特殊な業務を主とする宿日直 6,100円 → 6,400円
- ※ 半日の勤務の後、引き続き行われる宿直勤務についても同様に引上げ
- ⑤ 医療職給料表（一）の適用を受ける医師に支給する初任給調整手当の上限額を37万1,300円（改定前37万400円）に改定します。（一般職給与条例第7条の改正規定関係）
- ⑥ 一般職の役職定年後の給料月額の算定に関する端数処理や、医療職（二）に分類する標準的な職務のほか、公益的法人等へ派遣する職員に支給する給与の種類に係る所要の規定の整備（一般職給与条例附則第20項、第23項及び別表第3の改正規定、公益的法人等職員派遣等条例第4条及び第7条の改正規定関係）

2 令和8年度以降の給与改定 【第2条、第4条及び第6条の規定】

- ① 一般職及び会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給配分を見直します。
 （一般職給与条例第23条及び第26条、会計年度任用職員給与等条例第17条及び第17条の2の改正規定関係）

区 分	6月期		12月期		計
	期末	勤勉	期末	勤勉	
改定前	<u>1.250</u>	<u>1.050</u>	<u>1.275</u>	<u>1.075</u>	4.65月
（再任用）	<u>(0.70)</u>	<u>(0.50)</u>	<u>(0.725)</u>	<u>(0.525)</u>	(2.45月)
改定後	<u>1.2625</u>	<u>1.0625</u>	<u>1.2625</u>	<u>1.0625</u>	4.65月
（再任用）	<u>(0.7125)</u>	<u>(0.5125)</u>	<u>(0.7125)</u>	<u>(0.5125)</u>	(2.45月)

- ② 自動車等の使用者に対する通勤手当及び費用弁償の額について、上限100km以上（改定前60km以上）までの新たな距離区分を設け、当該区分に応じた通勤手当及び費用弁償の額（42,200円～66,400円）を定めます。（一般職給与条例第11条、会計年度任用職員給与等条例第30条の改正規定関係）
- ③ 配偶者に係る扶養手当の廃止に伴う所要の規定の整備（上下水道事業職員給与等条例第5条の改正規定関係）

3 施行期日等

- ① 令和7年度の給与改定 公布の日（令和7年4月1日適用）
- ② 令和8年度以降の給与改定 令和8年4月1日

4 給与等の内払

改正前の一般職給与条例又は会計年度任用職員給与等条例の規定に基づいて支給された給与等は、それぞれ改正後の一般職給与条例又は会計年度任用職員給与等条例の規定による給与等の内払とみなします。

5 会計年度任用職員の給与等の支給に係る経過措置

会計年度任用職員のうち、任期の定めが3月を超えないもの又は1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満であるものについては、令和7年度の給与改定を遡及して適用しないこと等とする経過措置を定めます。

○ 議案第120号 大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 本市給与制度について、令和7年度から県に準拠した給与制度に移行することとし、議会議員並びに特別職の期末手当の支給月数についても、県に準拠した改定（3.40月）を行うこととしたところ、この改定が従前の支給月数を引き下げる改定となったことから、経過措置により従前の支給月数（3.45月）を維持することとしていました。今般、県の給与改定により、当該支給月数が本市経過措置による支給月数と同じ月数まで引き上げられたことから、本市条例において期末手当の原則の支給月数の改定を行うものであります。なお、この改定による期末手当の実際の支給額への影響はありません。

1 期末手当の改定

- ① 令和7年度の期末手当の支給月数について、6月期における経過措置による支給月数と合わせて0.05月分の引上げとなるように、12月期の原則の支給月数を改定します。【第1条の規定】
- ② 令和8年度以降の期末手当の原則の支給月数について、県に準拠した改定を行います。【第2条の規定】

区 分	6月期	12月期	計
①令和7年度			
改定前	1.700月	<u>1.700月</u>	3.40月
----- (経過措置)	1.725月（支給済み）	1.725月	3.45月
改定後	1.700月		
----- (経過措置)	1.725月（支給済み）	<u>1.725月</u>	3.45月
②令和8年度	<u>1.725月</u>	1.725月	3.45月

2 施行期日

- ① 令和7年度の改定 公布の日
- ② 令和8年度以降の改定 令和8年4月1日

○ 議案第121号 大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について

※ 議会議員と同様に、市長、副市長、教育長並びに上下水道事業管理者の期末手当の原則の支給月数を改定するものであります。

1 期末手当の改定

- ① 令和7年度の期末手当の支給月数について、6月期における経過措置による支給月数と合わせて0.05月分の引上げとなるように、12月期の原則の支給月数を改定します。【第1条、第3条及び第5条の規定】
- ② 令和8年度以降の期末手当の原則の支給月数について、県に準拠した改定を行います。【第2条、第4条及び第6条の規定】

区 分	6月期	12月期	計
①令和7年度			
改定前	1.700月	<u>1.700月</u>	3.40月
(経過措置)	1.725月(支給済み)	1.725月	3.45月
改定後	1.700月	<u>1.725月</u>	3.45月
(経過措置)	1.725月(支給済み)		
②令和8年度	<u>1.725月</u>	1.725月	3.45月

2 施行期日

- ① 令和7年度の改定 公布の日
- ② 令和8年度以降の改定 令和8年4月1日

○ 議案第122号 令和7年度大仙市一般会計補正予算（第8号）

補正額	191,605 千円
補正後の予算総額	46,526,625 千円

【歳 出】		(単位：千円)					
所属	補正事項	補正額	補正額の財源内訳				説明
			国 県 支出金	市 債	その他	一般財源	
総務部	1. 職員人件費	180,854				180,854	県人事委員会勧告及び人事異動等に伴う職員人件費の補正
	2. 会計年度任用職員人件費	3,857				3,857	県人事委員会勧告等に基づく会計年度任用職員人件費の補正
市民部	3. 国民健康保険事業特別会計繰出金	1,084				1,084	特別会計繰出金の補正
	4. 後期高齢者医療特別会計繰出金	△ 6,160				△ 6,160	特別会計繰出金の減額補正
教育委員会	5. 学校給食事業特別会計繰出金	11,970				11,970	特別会計繰出金の補正
合 計		191,605				191,605	

○ 議案第123号 令和7年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

※県人事委員会勧告及び人事異動等に伴う職員人件費、会計年度任用職員人件費の補正

補正額	1,084 千円
補正後の予算総額	7,793,742 千円

○ 議案第124号 令和7年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

※県人事委員会勧告及び人事異動等に伴う職員人件費の補正

補正額	△ 6,160 千円
補正後の予算総額	1,187,221 千円

○ 議案第125号 令和7年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第3号）

※県人事委員会勧告及び人事異動等に伴う職員人件費、会計年度任用職員人件費の補正

補正額	11,970 千円
補正後の予算総額	1,182,563 千円

○ 議案第126号 令和7年度大仙市上水道事業会計補正予算（第1号）

※県人事委員会勧告及び人事異動等に伴う職員人件費の補正

（収益的支出）		
補	正	額
		2,379 千円
補正後の予算総額		837,351 千円

○ 議案第127号 令和7年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第1号）

※県人事委員会勧告及び人事異動等に伴う職員人件費の補正

（収益的支出）		
補	正	額
		1,438 千円
補正後の予算総額		1,120,733 千円

○ 議案第128号 令和7年度大仙市下水道事業会計補正予算（第1号）

※県人事委員会勧告及び人事異動等に伴う職員人件費の補正

（収益的支出）		
補	正	額
		6,824 千円
補正後の予算総額		2,796,710 千円

（資本的支出）		
補	正	額
		780 千円
補正後の予算総額		2,399,341 千円

○ 議案第129号 大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大仙市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

※ 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の施行等に伴い、関係府省令が改正され、児童福祉施設等の職員による虐待防止に係る基準や、低年齢児の健康診断に係る基準の見直しが行われたことから、関係条例において所要の改正を行うものであります。

1 大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正【第1条の規定】

- ① 児童虐待に該当する行為に係る関係法律の引用規定の整備（第25条関係）
- ② 所要の規定の整理（第15条関係）

2 大仙市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正【第2条の規定】

- ① 事業の合理化を図る観点から、利用乳幼児に対する健康診断について、母子保健法に基づく健康診査の内容が当該健康診断の全部又は一部に相当し、事業者等がその結果を把握している場合は、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとします。（第17条関係）
- ② 引用条項ずれの整理（第12条関係）

3 施行期日 公布の日

○ 議案第130号 大仙市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

※ 児童福祉法の改正に伴い、引用条項ずれの整理を行うものであります。

1 引用条項ずれの整理（第12条関係）

2 施行期日 公布の日

○ 議案第131号 大仙市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

※ 学校給食センターの統廃合計画に基づき、令和8年度から学校給食センターの配置を総合・西部・東部の3箇所体制とするため、本条例において所要の改正を行うものがあります。

1 令和7年度をもって仙北学校給食センターを廃止（学校給食総合センターに機能統合）します。（第2条関係）

2 施行期日 令和8年4月1日

○ 議案第132号 大仙市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

※ 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）が施行され、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が創設されました。本案は、当該事業が令和8年度から本格実施されることを受け、本市における事業の認可基準として、事業を実施する施設等における設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

1 趣旨（第1条関係）

2 用語（第2条関係）

3 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、4に定めるもののほか、国による参酌基準である乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）（同基準の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるものをもって、その基準とします。（第3条関係）

4 余裕活用型乳児等通園支援事業（保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に定員の範囲内で事業を実施）を行う事業所の設備及び職員の基準は、施設又は事業所の区分に応じた県又は本市の条例に定めるものをもって、その基準とします。（第4条関係）

5 委任（第5条関係）

6 施行期日 公布の日

○ 議案第133号 財産の処分について

※ 国土交通省が実施する一級河川雄物川上流改修大仙地区河道掘削工事の施行に伴い、本市西仙北地域において北野目地区レジリエンススペースの造成が計画されていることを受け、当該用地の候補地として選定された本市所有の土地等を次のとおり売り払うため、大仙市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 処分する土地

土地の所在地	地目	地積(㎡)	処分価格(円)
大仙市刈和野字中道139番1	原野	28,420.50	19,041,735
大仙市北野目字白山堂下592番1	原野	8,494.52	5,691,328
計		36,915.02	24,733,063

2 処分する物件

項目	数量	処分価格(円)
立竹木	一式	3,650

※ 処分価格の合計額 24,736,713円

3 処分の相手方 国土交通省東北地方整備局湯沢河川国道事務所

4 処分の方法 売払い

○ 議案第134号 大仙市健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」の指定管理者の指定について

※ 大仙市健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
大仙市健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」	大仙市大曲中通町6番10号

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

株式会社TMO大曲

大仙市大曲中通町6番10号

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年）

○ 議案第135号 太田ふれあいの里及び太田農村体験の里の指定管理者の指定について

※ 太田ふれあいの里及び太田農村体験の里の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
太田ふれあいの里	大仙市太田町太田字惣行大谷地ほか
太田農村体験の里	大仙市太田町太田字惣行小坂

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

株式会社大曲スポーツセンター
大仙市花館柳町1番1号

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年）

○ 議案第136号 太田交流の森及び太田レクリエーションの森の指定管理者の指定について

※ 太田交流の森及び太田レクリエーションの森の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
太田交流の森	大仙市太田町川口字内ノ沢ほか
太田レクリエーションの森	大仙市太田町川口大台国有林ほか

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

株式会社大曲スポーツセンター
大仙市花館柳町1番1号

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（2年）

○ 議案第137号 大仙市総合公園野球場及び大仙市総合公園テニスコートの指定管理者の指定について

※ 大仙市総合公園野球場及び大仙市総合公園テニスコートの指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
大仙市総合公園野球場	大仙市内小友字中沢頭地内
大仙市総合公園テニスコート	大仙市内小友字中沢頭地内

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

株式会社大曲スポーツセンター
大仙市花館柳町1番1号

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年）

○ 議案第138号 大仙市サン・スポーツランド協和野球場等の指定管理者の指定について

※ 大仙市サン・スポーツランド協和野球場等の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
大仙市サン・スポーツランド協和野球場	大仙市協和船岡字大袋2番地2
大仙市サン・スポーツランド協和 （テニスコート、ゲートボール場ほか）	大仙市協和船岡字大袋1番地1、2番地2
大仙市協和多目的交流施設 （屋内多目的運動場 樹パル）	大仙市協和船岡字大袋2番地2
大仙市サン・スポーツランド協和体育館	大仙市協和船岡字大袋2番地2
協和スキー場	大仙市協和荒川字五枚平地内ほか
大仙市協和林業休養センター美山荘	大仙市協和船岡字上庄内
大仙市協和林間球技場	大仙市協和船岡字庄内前田表
大仙市協和休養センター（スキーハウス）	大仙市協和船岡字上庄内230番地

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

株式会社協和振興開発公社
大仙市協和船岡字庄内214番地

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年）

○ 議案第139号 大仙市太田体育館等の指定管理者の指定について

※ 大仙市太田体育館等の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
大仙市太田体育館	大仙市太田町横沢字堤田369番地1
大仙市営太田球場	大仙市太田町横沢字堤田350番地
大仙市太田テニスコート	大仙市太田町横沢字堤田445番地2
大仙市太田多目的運動広場	大仙市太田町横沢字堤田344番地1
大仙市太田体育館クラブハウス	大仙市太田町横沢字堤田369番地4
大仙市太田トレーニングセンター	大仙市太田町太田字築地古館27番地1
太田新興緑地広場	大仙市太田町太田字新田下野124番地1
大仙市太田地域農産物等活用型総合交流促進施設	大仙市太田町横沢字堤田487番地
大台スキー場	大仙市太田町川口字大台地内ほか

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

株式会社大曲スポーツセンター
大仙市花館柳町1番1号

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（2年）

補正額	382,303 千円
補正後の予算総額	46,908,928 千円

(単位：千円)

所 属	補正事項	補正額	補正額の財源内訳				説明
			国 県 支出金	市 債	その他	一般財源	
総務部	1. 庁舎管理費	49,723		44,700		5,023	神岡庁舎等の照明ＬＥＤ化工事費の補正
	2. 財産管理費	8,470			12,100	△ 3,630	旧大沢郷財産区の財産処分に伴う地元分配金の補正
	3. 水害対策費	18,722				18,722	常設排水ポンプ場のポンプ修繕経費の補正
	4. 防災対策費	3,960		3,900		60	Jアラート受信機更新業務委託料の補正
企画部	5. 「ふるさと納税制度」関連経費	146,391				146,391	当初見込みを上回る寄附額となったことに伴う委託料等の補正
市民部	6. 戸籍住民基本台帳事務費	327	327				在留カード等のＩＣチップに居住地情報を記録する専用端末等購入経費の補正
こども未来部	7. 在宅保育すこやか応援事業費	3,811				3,811	手当支給対象世帯が当初見込みより増加したことに伴い不足する扶助費等の補正
	8. 病児・病後児保育事業費	1,591	996		95	500	病児保育の利用時間が当初見込みを上回ったことに伴う医療機関への委託料等の補正
農林部	9. 「農業と食」活性化推進事業費	2,520	2,520				スマート農業関連の国交付金事業採択に伴う補助金の補正
	10. 水田渇水対策支援事業費補助金	1,529	395			1,134	深刻な農業用水不足対応に要したポンプ等の購入費や借上料などの経費に対する補助金の補正
	11. 蓄養殖施設等管理費	3,503				3,503	令和8年度の無償譲渡に向けた施設改修に係る修繕料の補正
	12. 有害鳥獣駆除対策事業費	7,600				7,600	ツキノワグマを誘引する樹木伐採のための補助金及び実施隊への捕獲奨励金の補正
スポーツ文化	13. 市所有温泉施設管理費	49,231			5,517	43,714	柵の湯冷温水発生機更新工事費等の補正

【歳 出】

(単位：千円)

所 属	補正事項	補正額	補正額の財源内訳				説明
			国 県 支出金	市 債	その他	一般財源	
建設部	14. 除雪対策費	7,458			7,458		福部内川河川改修事業に伴う坪立線流雪溝ポンプ場移設に係る設計業務委託料の補正
	15. 道路改良事業費（社会資本整備総合交付金事業）	54,620				54,620	市道駅東12号線及び西石田杉本線の道路改良工事費等の補正
	16. 道路橋りょう災害復旧事業費（補助分）	17,505	11,675	5,800		30	公共土木施設災害復旧事業に該当した協和地域市道1路線の災害復旧工事費の補正
教育委員会事務局	17. 学校給食事業特別会計繰出金	3,750				3,750	特別会計繰出金の補正
	18. 大曲市民会館管理費	1,592				1,592	中央監視装置の改修工事に係る実施設計業務委託料の補正
合 計		382,303	15,913	54,400	25,170	286,820	

繰越明許費（設定）	事 業 名	金 額
	庁舎管理費（神岡庁舎等照明LED化工事）	49,723
	水害対策費（常設排水ポンプ場修繕工事）	18,722
	防災対策費（Jアラート受信機更新業務委託）	3,960
	市所有温泉施設管理費（柵の湯冷温水発生機更新工事）	43,714
	除雪対策費（ポンプ場移設設計業務委託）	7,458
	道路改良事業費（社会資本整備総合交付金事業）	50,000
	道路橋りょう災害復旧事業費（補助分）	17,505

債務負担行為（追加）	会計課窓口及び収納金集配送業務委託費	○期 間 ○限度額	令和7年度～令和9年度 26,596千円
	戸籍総合システム更新経費	○期 間 ○限度額	令和7年度～令和13年度 23,912千円
	大仙市放課後児童健全育成事業費	○期 間 ○限度額	令和7年度～令和10年度 1,064,424千円
	道路維持管理費（債務負担行為分）	○期 間 ○限度額	令和7年度～令和8年度 25,000千円

債務負担行為（追加）	交通安全施設整備費（債務負担行為分）	○期 間 ○限度額	令和7年度～令和8年度 15,000千円
	中仙地域スクールバス運行業務委託料	○期 間 ○限度額	令和7年度～令和12年度 432,438千円
	大仙市健康文化活動拠点センター「ペアーレ大仙」指定管理料	○期 間 ○限度額	令和8年度～令和10年度 41,679千円
	太田ふれあいの里及び太田農村体験の里指定管理料	○期 間 ○限度額	令和8年度～令和10年度 21,231千円
	太田交流の森及び太田レクリエーションの森指定管理料	○期 間 ○限度額	令和8年度～令和9年度 7,392千円
	大仙市総合公園野球場及び大仙市総合公園テニスコート指定管理料	○期 間 ○限度額	令和8年度～令和12年度 85,140千円
	大仙市サン・スポーツランド協和、大仙市サン・スポーツランド協和野球場、大仙市サン・スポーツランド協和体育館及び大仙市協和多目的交流施設指定管理料	○期 間 ○限度額	令和8年度～令和12年度 116,948千円
	太田新興緑地広場、大仙市太田地域農産物等活用型総合交流促進施設、大仙市太田体育館クラブハウス、大仙市太田体育館、大仙市太田トレーニングセンター、大仙市宮太田球場、大仙市太田テニスコート及び大仙市太田多目的運動広場指定管理料	○期 間 ○限度額	令和8年度～令和9年度 37,916千円

○ 議案第141号 令和7年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第4号）

※米の契約単価上昇に伴う賄材料費の補正

補 正 額	3,750 千円
補正後の予算総額	1,186,313 千円

○ 議案第142号 令和7年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第3号）

債務負担行為（設定）	協和スキー場、大仙市協和林業休養センター美山荘、大仙市協和林間球技場及び大仙市協和休養センター指定管理料	○期 間 ○限度額	令和8年度～令和12年度 13,640千円
	大台スキー場指定管理料	○期 間 ○限度額	令和8年度～令和9年度 17,066千円

○ 議案第143号 令和7年度大仙市下水道事業会計補正予算（第2号）

※岩瀬湯野沢集団移転跡地に埋設されている下水道管路等撤去に係る資産減耗費の補正

（資本的支出）

補 正 額	16,726 千円
補正後の予算総額	2,806,612 千円